○指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針○指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第

、環 ・ 通 告 一 (平成一二・三・三○)

改正 平成二四・四・二〇経・環告七

条第四項の規定に基づき、公表する。
二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針を定めたので、同二種指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第する法律(平成十一年法律第八十六号)第三条第一項の規定に基づき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関

に係る措置を定めるものである。者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、

する国民の理解を深めるよう努めなければならない。学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化る関係法令等を遵守することはもとより、本指針に留意して、事業所指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係

物質」というものとする。 従うほか、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を「指定化学及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)の定義になお、本指針においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等

その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善

## 一 化学物質の管理の体系化

(1) 化学物質管理の方針

定めること。 を図るための化学物質管理の方針(以下「方針」という。)を指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理の改善

## (2) 管理計画の策定

を策定すること。 び具体的方策を定めた管理計画(以下「管理計画」という。) び具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及 して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動 指定化学物質等取扱事業者は、上記(1)により定めた方針に即

### (3) 管理計画の実施

## アー組織体制の整備

### イ 作業要領の策定

めた作業要領(以下「作業要領」という。)を策定すること。必要な指定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を実施するために

## ウ教育、訓練の実施

進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理の改善を促

、その内容に係る教育、訓練を継続的に実施すること。に従事する者及び管理部門の従事者等全ての関係者に対して指定化学物質等を取り扱う者、指定化学物質を排出する工程に、これらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、踏まえ、方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するととも

## エ 他の事業者との連携

よう努めること。提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行う業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事

## (4) 管理の状況の評価及び方針等の見直し

とにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。を方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させるこするための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果に照らして指定化学物質等の管理の状況についての評価を実施指定化学物質等取扱事業者は、方針、管理計画及び作業要領

## 一情報の収集、整理等

置、運転等の状況を把握すること。 保管量等)並びに指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設及び移動量を把握し、及び指定化学物質等の取扱量等(製造量、使用量、貯蔵・るため、指定化学物質等の取扱量等(製造量、使用量、貯蔵・るため、指定化学物質等の取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出量

# により、必要な管理対策を実施すること。 する情報の収集に努めること。また、当該情報を利用すること状及び取扱い並びにその管理の改善のための技術及び手法に関大を活用することにより、自ら取り扱う指定化学物質等の性 指定化学物質等取扱事業者は、利用可能な文献、データベー② 指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集

### 三 管理対策の実施

組むこと。等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り、物理的化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度た情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性指定化学物質等取扱事業者は、上記二により把握、又は収集し

## (1) 設備点検等の実施

置を講ずること。 置を講ずること。 電を講ずること。 電を講ずること。 電を講び認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質等を取り扱う場別を講びること。

## (2) 指定化学物質を含有する廃棄物の管理

る場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供すること。間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託す物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を含有する廃棄

## ③ 設備の改善等による排出の抑制

質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。、揮発、浸透等に対する措置を講じることにより、指定化学物学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい設及び設備について、下記事項に留意しつつ、取り扱う指定化設を設備について、下記事項に留意しつつ、取り扱う指定化

## ア 水及び土壌への浸透等の防止構造

質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずるな不浸透性の材質とすること。また、必要に応じ指定化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切指定化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、指定化学物

定化学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措 こと。さらに、 心設の 周 ずること。 囲に防液堤、 取 り扱う指定化学物質等の量及び態様に応じ 側溝を設置すること等により、指

大気への揮発等による排出の抑制構造

合には、 飛散により指定化学物質が大気へ排出されるおそれがある場 排出を抑制するための適切な措置を講ずること。 ,発性の高い指定化学物質等の取扱いにおいて、 設備等の密閉構造化等により指定化学物質の大気 揮発又は

排ガス処理設備又は排水処理設備の設置

排水等に含まれて水等へ排出される場合には、 濃度等の状況に応じ、 理設備を設置するよう努めること。 燃焼、 揮発等により指定化学物質が大気へ排出され、 必要に応じて排ガス処理設備又は排水 その排出量 又は

指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管

施できる構造とすること。 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備 ) は、 地上に設置する等、 その維持及び管理が容易に実 (配管等を含

(4)主たる工程に応じた対策の実施

応事項に留意しつつ、事業所における取扱い工程を見直し、(1)指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対 から3までに掲げる対策その他の指定化学物質の排出の抑制に 必要な対策の実施に努めること。

蔵(入出荷 移送、 分配を含む。)工

るため、 を行う場合においては、 定化学物質を含む原燃料、 貯蔵タンク等の施設及び設備の密閉化、 揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制す 貯蔵施設、 製品等の貯蔵、 移送設備等からの漏えい 移送又は分配 物質の入出

荷ロスの防止その他の必要な措置を講ずること。

ベーパーリターンライン) 蔵設備の設置その他の必要な措置を講ずること。 揮発性が高い物質を取り扱う場合には、 の設置、 浮屋根式構造を有する貯 還流装置

製造(反応、 混合、 熱処理等) 工程

造化、 学物質の環境への排出を抑制するため、 ての排出、バルブやフランジ等からの漏えい等による指定化 指定化学物質を含む原材料及び製品を取り扱う場合には、 な措置を講ずること。 混合槽等の装置からの揮発又は漏えい、排水に含まれ 排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要 熱処理等の工程において、指定化学物質又は 反応装置等の密閉構 反

機械加工工程

他の必要な措置を講ずること。 を抑制するため、集じん装置等の設置、 油剤等の漏えい、揮発等による指定化学物質の環境への排出 切削、 指定化学物質を含む原材料からの発じん、潤滑油、 研磨、 粉砕、 押し出し等の作業を行う場合において 潤滑部の密閉化その 切削

脱脂工程及び洗浄工程

学物質を含む脱脂剤又は洗浄剤からの揮発等による大気への の必要な措置を講ずること。 製品の脱脂又は洗浄の作業を行う場合においては、 脱脂装置又は洗浄装置の密閉構造化、 水溶性溶剤を含む排水による水への排出を抑制するた 十分な液切りの実施等の作業方法の改善その 洗浄槽における適 指定化

印刷工程及び接着工

行う場合においては、 揮発又は飛散による大気への排出、 指定化学物質を含む溶剤、 (以下「塗装等」という。 排水に含まれての水へ )の作業を 顔料等から

理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。化、乾燥装置の適切な温度管理、排ガス処理装置又は排水処の排出等を抑制するため、塗装等に用いる設備等の密閉構造

#### カ メッキ工程

## キ 染色工程及び漂白工程

理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。装置、漂白装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処の排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、染色学物質を含む染料、漂白剤又は溶剤からの揮発による大気へ製品の染色、漂白等の作業を行う場合においては、指定化

## ク 殺菌工程及び消毒工程

を講ずること。 を講ずること。 を講ずること。 を講びること。 を講びること。 を講びること。 を講びること。 を講びること。 で講覧を含む消毒剤、防腐剤、殺菌剤、 を器、器具等の殺菌、消毒等の作業を行う場合においては

## ク その他の溶剤使用工程

装置の設置その他の必要な措置を講ずること。乾燥装置等の適正な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理う場合は、溶剤使用装置、乾燥装置等の設備の密閉構造化、水溶性の高い指定化学物質を含む溶剤等を使用する作業を行アからクまでに掲げる工程以外の工程において揮発性又は

## コ その他の燃焼工程

装置等の設置その他の必要な措置を講ずること。抑制するため、燃焼温度の管理、二次燃焼装置、排ガス冷却いては、非意図的に生成する指定化学物質の大気への排出をアからクまでに掲げる工程以外の物の燃焼を伴う工程にお

定化学物質等の使用の合理化に関する事項第二、指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指

# 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等

用の合理化を図ることに留意すること。 用の合理化を図ることに留意すること等により指定化学物質等の使用の合理化対策も含めて実施すること。その際、指定化学物質等を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再定化学物質等を図るとともに、屋外において指定化学物質等を使用する場合のような指定化学物質のに用いるため、回収率の向上、再定化」及び第一の二「情報の収集、整理等」については、指定化系化」及び第一の二「情報の収集、整理等」については、指定化系化」及び第一の二「情報の収集、整理等」については、指定化系化」という。

## 二 化学物質の使用の合理化対策

下の使用の合理化対策の実施に取り組むこと。出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以物質について、その有害性、物理的化学的性状、排出量並びに排りにより把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学指定化学物質等取扱事業者は、第一の二「情報の収集、整理等

## (1) 工程の見直し等による使用の合理化

化学物質等の使用の合理化対策の実施に努めること。所における取扱い実態に即した措置を講じることにより、指定指定化学物質等取扱事業者は、下記事項に留意しつつ、事業

## ア 製品等の歩留まりの向上

原材料又は製品の歩留まりの向上による指定化学物質等の使指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を含有する

講ずること。 用の合理化を図るため、 工程の見直しその他の必要な措置を

指定化学物質等取扱事業者は、 代替物質の使用及び代替技術の導入 指定化学物質等の使用の合

導入を図ること。 理化に資する代替物質の使用及び物理的手法等の代替技術の

## 回収及び再利用の促

じた適切な構造及び処理能力を有する回収設備の設置その他 再利用を図ること。 の必要な措置を講ずることにより、 指定化学物質等取扱事業者は、 排出量、 指定化学物質の回収及び 濃度等の状況に応

### (2)主たる工程に応じた対策の実施

使用の合理化に必要な対策の実施に努めること。 応事項に留意して、 指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対 (1)に掲げる対策その他の指定化学物質等の

#### 貯蔵(入出荷、 移送、 分配を含む。)工程

及び再利用を図ること。 凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生そ 他の必要な措置を講ずることにより、 還流装置から回収される指定化学物質を含む蒸気等の冷却 固定屋根式タンクから排出される指定化学物質を含む蒸気 指定化学物質の回収

よる回 圧力、 要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利 等から排出される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮に む原材料、 その他の必要な措置を講ずることにより、 製造 製品の製造における反応器、 滞留時間、 収 (反応、 燃料等の使用の合理化を図ること。また、 吸収液及び吸着液の蒸留等による再生その他の必 混合、熱処理等) 還流比等の反応条件及び燃焼条件の最適化 蒸留装置、 工 指定化学物質を含 燃焼器等の温 反応槽

用を図ること。

#### ウ 機械加工工程

より、 再利用を図ること。 付着した切削油剤等については、 の必要な措置を講ずることにより、 切削油剤等の使用の合理化を図ること。また、 設計又は作業の適正化その他の必要な措置を講ずることに 切削屑等の発生を抑制し、指定化学物質を含む原材料 遠心分離器等の設置その他 指定化学物質の回収及び 切削屑等に

## 脱脂工程及び洗浄工程

ے ک 。)、活性炭を利用して指定化学物質を吸着し、これを冷却 学物質の冷却・凝集を行う方法(以下「冷却凝集法」という 溶剤等については、溶剤蒸留回収装置を用いる方法、 の合理化を図ること。また、洗浄後の指定化学物質を含む廃 ずることにより、指定化学物質を含む洗浄剤、溶剤等の使用 を講ずることにより、 等により液化する方法(以下「活性炭吸着法」という。)等 による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置 洗浄の多段化、物理的方法の併用その他の必要な措置を講 . 指定化学物質の回収及び再利用を図る 指定化

#### オ 塗装工程、 印刷工程及び接着工程

より、 管理等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることに :定化学物質の回収及び再利用を図ること。 処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、 塗着又は塗装の効率のより高い塗装方法の採用、 指定化学物質を含む塗料等の使用の合理化を図ること 冷却凝縮法、 活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガ 塗膜厚の

#### 力 メッキエ

液切り手法の最適化その他の必要な措置を講ずることによ 被メッキ物とともに持ち出されるメッキ液量を抑制し、

学物質の回収及び再利用を図ること。

学物質の回収及び再利用を図ること。

お金属イオン等については、回収槽の設置、電解回収、イオた、持ち出されたメッキ液、メッキ後の水洗排水等に含まれ指定化学物質を含むメッキ液の使用の合理化を図ること。ま

## キ 染色工程及び漂白工程

## 殺菌工程及び消毒工程

使用の合理化を図ること。講ずることにより、指定化学物質を含む殺菌剤、消毒剤等の等の使用が少ない代替殺菌技術の利用その他の必要な措置を一殺菌剤及び消毒剤の循環利用、加熱殺菌等の指定化学物質

## ク その他の溶剤使用工程

回収及び再利用を図ること。置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の集法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設物質を含む溶剤等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝物質を含む溶剤等の使用の合理化を図ることにより、指定化学法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学アからクまでに掲げる工程以外の工程においては、作業方

)、は引いを背で化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項で化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項第三、指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指

### (1) 体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理活動に対

ための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。する国民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供する

### (2) 情報の提供等

民の理解の増進を図ること。 民の理解の増進を図ること。 電事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等によ理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等によりる管を含め、事業活動の内容、指定化学物質等の事業所内における管指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出状況

## (3) 国民の理解の増進のための人材の育成

教育及び訓練を実施すること。の提供、国民の意識の理解等を円滑に行うための手法等に関するの提供、国民の意識の理解等を円滑に行うための手法等に関するを深めることの必要性について周知するとともに、国民への情報員に対して、指定化学物質等の管理の状況等に関する国民の理解指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う従業

事項 第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する

### (1) 体制の整備等

し、その周知徹底を図ること。ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される

#### (2) 情報の活用

業規格2七二五二及び2七二五三に従い、化学物質の自主的な管よび表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく日本工ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類おいに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱